

アドベンチャーレーサー 田中正人サポーターズクラブ 会則

第1章 総則

第1条（本会の名称）

本会はアドベンチャーレーサー田中正人サポーターズクラブと称する。

第2条（目的及び活動）

本会は田中正人のアドベンチャーレーサーとしての活動を支援することを目的とした会とする。

第3条（事務局）

当会の事務局は、東京都千代田区神田富山町 7-508（株）YG JAPAN 内に置く。

第2章 会員

第4条（入会）

本会への入会は、第3条に定める事務局に対して、所定の手続きをするものとする。
ただし、以下に該当する場合、入会を拒否することができるものとする。

1. 反社会的団体に所属している者
2. 第2条に賛同しない者
3. 本会を除名になったことがある者

第5条（会員の遵守事項）

当会会員となった者は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 当会の目的を理解し、田中正人の支援を行うこと。
2. 田中正人及びその親族への負担、迷惑となるような行為を行わないこと。
3. 当会から付与された特典を第三者へ譲渡してはならない。
4. 当会会員として、その品位を害する一切の行為を行わないこと。

第6条（会員の種別）

本会の会員は、個人会員・正会員・法人会員・特別会員・企業会員とする。

第7条（会費等）

会員は、次に定める年会費を当会に納めるものとする。

個人会員	3,000 円
正会員	10,000 円
特別会員	30,000 円
企業会員	100,000 円

第8条（会員有効期間）

1. 会員の資格を取得した者の有効期間は、1月1日～12月31日までの1年間とする。ただし、1月2日以降に入会する者は、入会日から12月31日まで会員資格があるものとする。
2. 次の場合を除き、次年度の会員の資格は自動継続されるものとする。
 - (ア) 会員本人から退会の申し出があった場合
 - (イ) 本条3の規定に該当する場合
 - (ウ) その他、本会が会員として適格でないと認めた場合
3. 会員は、有効期間内であっても、次のいずれかに該当したときは、会員の資格を失効するものとする。
 - (ア) 当該会員の入会申込書の記載内容に重大な虚偽があった場合
 - (イ) 本会が会員として適格でないと認めた場合
4. 当該年度の会員資格で、次年度の特典は受けられないものとする。

第9条（退会）

会員は、別に定める退会届を当会に提出し、任意に退会することができる。この場合には、既に納付済みの会費は返還しない。

第3章 付則

第10条（設立日）

当会設立日は令和5年10月9日とする。

以上のとおり会則を定める。